

●「雪」に親しむ

この冬は例年になく大雪に見舞われ、広い範囲で降雪が観測されました。ところで、皆さんは雪は北国のものお考えではないでしょうか。確かに量、期間ともに北陸以北での降雪が多いですが、実は雪は日本各地で観測されています。驚かれるでしょうが全国47都道府県、つまり南の沖縄県でも雪が記録されています。

実際は雪というよりみぞれなのですが、沖縄本島の久米島測候所において1977年（昭和52年）2月17日にみぞれが観測されています。みぞれは観測分類上「雪」となり、降雪として記録されます。ちなみに沖縄県における降雪の記録はこれが唯一となっています。また、私が育った西日本広島県も山間部は雪が多く、ウインタースポーツも盛んで10箇所以上のスキー場があり、最南の雪合戦大会も開かれています。（因みに日本最南のスキー場は宮崎の「五ヶ瀬ハイランドスキー場」）

本年はスキー発祥100年にあたり、オーストリア出身のレルヒ少佐が1911年（明治44年）に新潟県上越市にて指導を行ったことが、日本のスキーの始まりとされています。私は現在の仕事柄、新潟にはよく行くのですが、県内各地を挙げて盛り上げている様子が伝わってきます。

私が現在所属している、社団法人 雪センターは「雪」をとりまく技術開発や調査研究、また情報収集・提供などを通じ、豊かで活力ある雪国づくりに積極的に取り組んでいる団体です。雪は豊かで美しい自然環境をもたらし、地域に雪国固有の文化、伝統を根付かせ、また旧来より遊びのアイテムとして親しまれてきました。今年は例年になく幅広い地域で降雪がありました。季節は既に春ですが、次の冬はみなさまの町でも雪に親しんでみませんか。そう、雪合戦から。

井口宏之（社団法人雪センター 企画部）

●自転車交通の現状と課題～セミナーに参加して～

先月、地域科学研究会主催の「自転車まちづくり」セミナーに参加し、自転車事故の現状とその安全対策や課題について学んだ。自転車乗用中の交通事故は2005年をピークに減少する傾向にあるが、自転車対歩行者の事故件数はここ10年で約4倍になっているという。特に高額賠償につながる事故が多発しており、その根源として自転車の歩道走行をあげている。歩道走行は交通事故死者が史上最悪になった70年、車との接触事故を減らすために例外的に導入されたが、40年余りを経た現在、逆に事故多発の要因になっている。

損害賠償訴訟では東京・横浜・名古屋・大阪の主要4地裁で「歩道上の自転車と歩行者の事故は原則、歩行者の過失はない」という新基準が明示され、これまで自転車を『歩行者寄りの存在』と考えてきたが、対歩行者の事故多発で『車に近い危険性を持つ』と位置づけられた。自動車と変わらない3,000～5,000万円の高額賠償を命じる判決が続出しているが、自動車のような自賠責保険がなく、任意保険もほとんど未加入のため、被害者側も賠償を受けられない。自転車利用者の交通ルールの意識の低さ、保険制度、自転車道等の走行空間の整備といった3点が課題として浮き彫りになっている。

セミナーで示された事例のなかで、路上駐車を避けようと車道や歩道に出て事故につながったケースがいくつかあり、その際路上駐車車両への措置がなされたのか気になった。後で調べても路上駐車が責任を問われた事例は皆無に等しい。2007年に千葉県美浜区で駐停車禁止となっている区間で路上駐車していた車両に2台の自転車が突っ込んで起きた死亡事故で、路上駐車していた運転者が自動車運転過失致死容疑で書類送検されたが、これは極めて異例のようだ。

他にも路上駐停車に関して、山形市の中心商店街を通る国道112号線で自転車道実験が行われているが、商店街が「車の通りが悪くなり路上駐停車が減ったことで来客数が減った」として反対している。このように自転車走行空間の課題において、対歩行者への安全性だけでなく、路上駐停車や地域住民も含めた幅広い議論が必要である。

倉岡明子（第一計画部）

●二極化するベトナムの土地住宅事情

ベトナムの土地住宅事情は近年激しく二極化している。

二大都市ハノイ・ホーチミンおよびその周辺を中心として、高層ビル、高級マンション、リゾートといった開発が急激に進み、それを一部の富裕層が次々と買

い占めるといった現象が起きている。開発が近年盛んなハノイ市カウザイ区の空閑地地価は2011年現在7,700 USD/m²という高値である。中部の都市ダナンにあるアズールリゾートは、購入者の9割がハノイ在住の高所得者層であり、土地や建物が投資対象となっている様子が明らかである。このような状況の背景に、増加する個人所得に対する代替投資先の不在が指摘されている。GDP増加率が年率6.7%という高成長が支えている将来への明るい展望も、こういった投資を促進している。

このような状況の中、政府も手をこまねているわけではない。2009年10月に施行された法令69は、従来固定価格であった土地利用費（土地は国の所有物なので、「土地利用権」を買う）を市場価格と連動する仕組みに変え（一般に固定価格は市場価格より低かった）、土地補償費も開発者の負担とした。2010年8月の法令71は開発プロジェクトの資本金割合に占める事前売却費の割合を制限する等、様々な対策を打っており、これらの施策は一定の効果を発揮している。

しかし、こういった高所得者マーケットが加熱する一方で、大都市の土地や住宅は大多数のベトナム人にとって「買えない」ものになりつつある。代々受け継がれた家に住み、伝統的に家屋所有率が高いベトナムでは、都心部に住む中低所得者層はこの状態でとても引越などできない。

ハノイ市・ホーチミン市の住宅は全体としては過少供給であり、加えて地方からやってくる移住者の住宅問題も発生している。アジアの大都市の中でスラムがないと言われてきたベトナムだが、近年はホーチミン市の一部に発生している。加速する経済成長と都市化の進行がもたらす弊害に、どのように立ち向かうか考えなければならない。

岡澤裕子（海外室）

発行責任者：代表取締役 庄山 高司
事務局：株式会社アルメック 業務部
東京都目黒区青葉台 1-19-14
電話 03-5489-3211・FAX 03-5489-3210
Eメール hotnews@almec.co.jp
ホームページ <http://www.almec.co.jp/>

Copyright 2011 ALMEC Corporation. All rights reserved.